○「子供の学習費調査」事務の流れ

文部科学省

↑実施校報告、↑調査票提出

教育庁

教育庁への提出期日 （紙調査票による場合）	第1回(4～ 6月分)：令和3年7月30日 第2回(7～11月分)：令和３年12月17日 第3回(12～3月分)：令和4年4月15日

調査票等送付【調査票(説明書、調査票、封筒)】

※３月中

依頼↓　　↑調査票提出

	府立高等学校		保護者
・対象となる生徒の抽出 ・保護者へ依頼及び説明 （４月初旬）	・各学年ごとに１学級抽出し、抽出した学級からさらに生徒１２人を抽出する。 ・抽出した生徒３６人の保護者へ、調査を依頼及び説明。 ・学校記入箇所を記入したうえで、調査票を、抽出した生徒の保護者へ配付。 ・学校用手引き１４ページに記載の「学校等が一律に集めた費用」について保護者へ情報提供。	→ 依頼	調査票等を受領 ・補助票(日々記録） ・調査票に転記、封入 ・各回期日までにオンラインで回答、あるいは紙調査票を学校へ提出
調査対象期間 第1回：4～ 6月(3ヶ月) 第2回：7～11月(5ヶ月) 第3回：12～3月(4ヶ月)	保護者から提出された「保護者調査票」の封筒を<u>未開封のまま</u>、各回期日までに教育庁へ提出。 **※オンライン回答の場合は、学校で回収及び府教育庁へ提出する必要はありません。** **オンライン期限** 第1回(4～ 6月分)：令和3年9月15日 第2回(7～11月分)：令和4年1月17日 第3回(12～3月分)：令和4年5月16日	← 提出	<u>学校で提出用封筒を開封することはありません</u>。